

令和5年12月7日

千葉県教育委員会
教育長 富塚昌子様

千葉県ことばを育てる会
会長 加藤志恵

難聴・言語障害教育に関する要望書

平素より難聴・言語障害児教育にご理解ご支援を賜り、誠にありがたく感謝申し上げます。また、難聴・言語障害教育担当の先生方の力量向上を図っていただき重ねて感謝申し上げます。

本会では難聴・言語障害教育が、指導を受ける子どもたちにとって実りの多いものになり、また指導を希望する親子にとって等しく指導の機会が得られ、身近なところで適切な時期に適切な質の高い教育を受けられるよう担当の先生方と協力して活動を進めているところです。

「ことばの教室」は‘ことば’をきっかけとして相談を受け、そこから子どもの状態を見極めて指導を行う、まさに特別支援教育を実践してきた教室です。そのことばの教室の役割を広く認識してもらい子どもたちがよい指導を受けられるようにしていくのが本会の努めるところです。

千葉県の言語障害児教育は教室数も担当者数も全国トップクラスです。今まで千葉県のことばの教室では、読み書きの障害など言語障害の枠に収まらない様々な障害にも対応して指導してきました。そして言語障害児教育こそ特別支援教育の牽引役だと自負し、先生方も親の会もその実績を大切に、発展に向け努力してきました。

ことばは心の発達にかかわりが深く、子ども全体を見て育てていくもので、施設や病院で治すというよりも寄り添い育てる学校の中にあるべきだと考えます。また、通常学級の他の子たちもいろいろな困り感を持つ子どもたちと関わることは大事な経験で、‘ちがう’ことを当たり前で認め合える心が育つようになっていくと思います。

ここに、千葉県の難聴・言語障害教育が今まで培ってきた専門性や機能を維持し、学校にある「ことばの教室」がより一層充実発展することを期待し、「ことばの教室」に通う子がいつも笑顔でいられることを願って、以下のように要望いたします。

1. 言語障害教育担当者を安定的に確保するために、教員養成の新しいシステムを構築してください。

- ① 県内の特別支援教育教員養成課程を有する大学に言語障害教育教員養成課程を加え、「ことばの教室」の教員を育て、専門性の高い人材を増やすよう、当該の大学や文部科学省に働きかけてください。
- ② 教員採用の際、特別支援学級や通級指導教室の採用枠を設け、専門性の高い人材が小中学校教員として採用されるようにしてください。
- ③ 難聴・言語障害担当教員を配置するに当たり、長期研修等により予め言語障害教育の専門性のある研修を十分に行ったのち、難聴・言語障害担当として異動させてください。また、言語障害教育分野の長期研修生枠を増やすようにお願いします。
- ④ 放送大学と連携し、言語障害教育にかかわる放送の内容を増やして、単位を増やすよう働きかけてください。
- ⑤ 児童生徒の長期休業中に、県教委や市町村教委で言語障害教育にかかわる研修講座を開設し、児童生徒の学習時間に支障が出ない時間に研修ができるようにするなど、さまざまな場で研修ができるようにしてください。その際、難聴言語障害教育未経験者が受講できるように案内周知してください。
- ⑥ 年度当初から言語障害教育担当者の年度末退職者を地方事務所ごとに把握し、予め次年度の後継者の育成を図るなど細やかな人事計画をお願いします。
- ⑦ 継続して言語障害教育担当を希望する教員を、担当から外さないでください。
- ⑧ 全国的に教員不足の状況と承知しておりますが、難聴言語障害担当教員の増員をお願いします。

2. 「難聴・言語障害通級指導教室」の設置状況と実態を早急に調査し、条件整備をお願いします。

- ① 対象の児童生徒が平等に「難聴・言語障害教育」を受けられるよう不足して要望している市町村に設置をお願いします。
- ② 文部科学省による通級指導教室の教員定数配置の「13名の児童生徒に対し1名の担当者」という目安に沿って、教員1人あたりの指導児童生徒数、指導時数を適正に運用して担当者を配置してください。その際、この教育の特性から、指導の安定性・継続性を重視し、設置校に複数の担当者を配置してください。
- ③ 通級指導に係わる教員の定数配置の早期実施を進めてください。
- ④ 難聴特別支援学級でも、子どもの状態に応じて通級指導を受けられるように柔軟な指導体制にしてください。
- ⑤ 巡回指導を円滑に実施するために、本務校における分掌の軽減を図ってください。また巡回先の学校

での教室・教具等の条件整備をお願いします。

- ⑥ 兼務での巡回指導校は、ひとりの担当が2校までとするよう計らってください。そのための兼務担当の増員をお願いします。
- ⑦ 自然災害や感染症などの不測の事態に対して、安全・安心な教育を確保するために迅速な情報発信をお願いいたします。

3. 難聴・言語障害教育の充実を図るため、担当教諭及び係わるすべての教職員に特別支援教育・難聴言語障害教育の研修機会が確保できるよう県教委主催の研修講座を多く設けてください。また、担当者の研修等への参加を奨励してください

- ① 難聴・言語障害担当3年未満の担当者の研修の機会を増やしてください。
- ② 教員新採用の初任教員に初任者指導教員が付くのと同様に、難聴・言語障害教育の新担当者にも新担当者指導教員を付けてください。その人材について、言語障害教育の経験豊富な定年退職者等を活用するよう図ってください。
- ③ 千葉県総合教育センターに、小学校での言語障害教育担当の経験豊富な言語障害専任の指導主事を配置してください。
- ④ 研修講座修了について県教委認定の資格としてください。その資格が異動や担当者配置に厚遇されるようお願いします。
- ⑤ 小中学校教職員全てに、難聴・言語障害について理解啓発のための研修の機会を作ってください。
- ⑥ 担当者が難聴・言語障害の研修機会を逃さずに参加するために管理職の言語障害教育への理解を深めるよう図ってください。
- ⑦ 各障害種の特別支援学級に在籍する児童生徒の中にも言語障害教育を必要としている児童生徒がいるので、言語障害通級指導教室で学べるようにしてください。または、特別支援学級担任が言語障害教育の研修を受けられるように計らってください。

4. 中学生の中には、言語障害教育を必要としている生徒がいますので、中学校にも「言語障害通級指導教室」を設置してください。中学校への設置が難しい市町村においては、中学生のこたばの指導をする「言語指導センター」などの設置に向けて県教委から指導・助言をしてください。

- ① 中学校で言語障害教育を希望する生徒の実状把握をお願いします。
- ② 各市町村1教室の開設に向けてご指導をお願いします。
- ③ 言語障害教育を担当できる中学校教諭の育成をお願いします。

5. 幼児期から就労時期に向けて一貫性・継続性のある支援体制を地域格差のないよう構築してください。

特に、幼児のこたばの相談・指導ができる場を常設してください。

- ① 就学時健康診断の言語検査、もしくは5歳児健康診査における言語検査を就学児童全員が受けられるように市町村教育委員会にご指導ください。
- ④ 早期発見・早期指導のため、現在の3歳児健診に加えて4歳児健診、5歳児健診など相談回数を増やし、指導へ繋げるため福祉等の関連部署との連携を図ってください。
- ③ 幼児期は健康福祉部主管と認識しておりますが、幼児教育(幼稚園教育)の見地から幼児の言語障害の指導相談に関して、健康福祉部と連携して各市町村に幼児期の常設言語障害指導機関設置のご指導をお願いします。

6. 各学校の特別支援教育校内委員会の機能(相談、指導、研修、情報提供、理解啓発など)を充実させ、コーディネーターの役割を認識した人材の配置をお願いいたします。さらに障害児教育や教育相談など各専門機関の知識をもつアドバイザーとの連携を密にするようご指導ください。

- ① 各市町村の障害児教育や障害児教育相談など各専門機関の充実が図られるようご指導ください。
- ② 県内全ての小中学校の特別支援教育が十分に機能するために、管理職をはじめとして全職員の理解が図られるようご指導ください。
- ③ 難聴・言語障害の通級指導教室設置校の校長や教頭等に、この教育に関する研修の機会をさらに増やしてください。